

河東地区コミュニティ運営協議会自主防災会規程

(名称)

第1条 この会は、河東地区コミュニティ運営協議会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(本部、事務局及び各区自治会自主防災会の設置)

第2条 本会に本部及び事務局を設置し、各区には各区計画により自治会自主防災会を設置するものとする。

(目的)

第3条 本会は自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当等に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第5条 本会は河東地区住民をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 本部長 | 1人 |
| (2) 副本部長 | 2人 |
| (3) 事務局長 | 1人 |
| (4) 会計委員 | 1人 |
| (5) 広報班長 | 1人 |
| (6) 情報班及び避難所班 | 5人 |
| (7) 各自治会代表者 | 17人 |

2 本部長は、河東地区コミュニティ運営協議会会長をもって充てる。

3 副本部長は、河東地区コミュニティ運営協議会副会長をもって充てる。

4 事務局長は、河東地区コミュニティ運営協議会事務局長をもって充てる。

5 会計委員は、河東地区コミュニティ運営協議会会計委員をもって充てる。

6 広報班長は、河東地区コミュニティ運営協議会広報委員長をもって充てる。

7 情報班及び避難所班は、河東地区コミュニティ運営協議会各部会長をもって充てる。

- 8 各自治会自主防災会代表者は、各自治会自主防災会防災リーダー、防災リーダー資格を取得しようとする者、有識者等により選出した者をもって充てる。
- 9 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

(任務)

第7条 本部長は、本会を代表し、業務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 事務局長は、事務局を総括し、広報関連の窓口となる。
- 4 各自治会自主防災会代表者は、本部と各自主防災会との連絡調整に当たる。

(役員会)

第8条 役員会は、コミュニティ自主防災会役員をもって構成する。

- 2 本部長は、必要であると認めるときは、役員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料を求めることができる。
- 3 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 役員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 規程の改定に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改定に関する事。
 - (3) 年間事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他目的を達成するために必要な事項に関する事。
- 5 議決は、会議出席者の過半数の賛成をもって成立する。

(支援団体等の助言・指導)

第9条 本部長は、本会の活動に関し、消防、警察、医療その他の団体等に必要に応じて会議等への出席又は参加を要請し、助言・指導を求めるものとする。

(会計)

第10条 本会の会計は、河東地区コミュニティ運営協議会の会計として処理する。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、その都度本部長が役員会に諮り決定する。

附則

この規程は、平成23年2月5日から施行する。

河東地区コミュニティ運営協議会自主防災会組織図 別紙

附則

この一部改定

(役員) 第6条(4) 各自治会代表者16名を

(役員) 第6条(4) 各自治会代表者17名に改定。

規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程の一部改定は、令和元年10月18日から施行する。